

デジタル庁コンプライアンス委員会設置要綱（案）

令和 3 年 9 月 1 日
デジタル大臣決定

（目的）

第 1 条 我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現を目的とするデジタル社会の形成の司令塔となるデジタル庁において、そこで働く全ての者が、関係する規範を遵守しながら、自らが有する専門的な知識又は技能を存分に発揮し、創造的かつ自律的に職務に専念できる環境の整備に資するため、外部の有識者等から必要な意見、助言等を得ることを目的として、デジタル庁に「デジタル庁コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

（任務及び所掌事務）

第 2 条 委員会は、デジタル庁内における規範遵守、公務の公正性及び調達の実明性の確保に資するため、デジタル大臣に対し、次に掲げる事務について必要な意見を述べ、又は助言等を行う。

- (1) 秘密の漏えいその他の重大な規範違反に係る事実関係の確認等に関すること。
- (2) 規範違反の防止を図るための対応策、改善策等の検討に関すること。
- (3) 公正な調達を担保するためのルール等の検討に関すること。
- (4) コンプライアンス意識の向上その他良好な組織風土の形成を図るための各種施策の実施に関すること。
- (5) その他規範遵守、公務の公正性及び調達の透明性の確保に必要な事項の検討等に関すること。

（構成）

第 3 条 委員会は 6 名以内の委員（委員長たる委員を含む。以下同じ。）で構成し、委員はデジタル大臣がこれを委嘱する。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員の欠員により補充する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員長は、委員の中からデジタル大臣がこれを指名する。

2 委員長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員長は、委員会を招集し、主宰する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求めて、意見を聞くことができる。

(議決)

第7条 委員会の議決は、全会一致を原則とする。ただし、議論を尽くしても全会一致に至らない場合は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の判断によるものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、デジタル庁内の法令遵守担当において処理する。

(運営)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。